

## 平成 25 年度（2013 年度）第 2 回池田市図書館協議会会議録（要録）

日時：平成 25 年 7 月 28 日（日）午前 10 時～12 時 00 分

場所：池田市立図書館 2 階会議室

出席者：（委員）石田会長、岡村副会長、牛嶋委員、尾上委員、彭委員、丸山委員、  
山田委員、上垣委員、岡部委員、奥波羅委員、  
（事務局）榊野図書館長、東本石橋プラザ館長、他職員 3 名

傍聴者：1 名

- 議題
1. 平成 24 年度活動報告について
  2. 図書館における指定管理者制度の導入について
  3. その他

配布資料 ・池田市の図書館活動 平成 25 年版

---

<会長挨拶>

会長 平成 24 年度の活動報告について事務局よりお願いします。

<事務局より資料「池田市の図書館活動 平成 25 年版」に基づき説明>

会長 報告内容について質問はありますか。

委員 相互貸借に郵送料がかかると伺いましたが、他の図書館でも郵送料を図書館側で負担していますか。

事務局 大阪府内の図書館間の相互貸借は、ほとんどの場合府立図書館の協力車を利用していますので送料がかかりません。他府県は郵送になり、送料は図書館が負担しています。

委員 蔵書回転率で一般の技術と児童の芸術部門が高い数字になっていますが、理由を教えてください。

事務局 一般書の技術には料理や裁縫、児童書の芸術にはクイズやスポーツなどの人気のある分野が含まれているため回転率が高くなっていると思われます。

委員 本を購入する際に、蔵書回転率を参考にしていますか。

事務局 参考にしています。しかし複本については基準を決めて購入しています。

委員 これからの図書館は本だけでなくパソコンを駆使した情報収集が不可欠になってくることから、ボランティアが高齢者や高校生に向けたパソコン教室を図書館で開催するといった方法も検討する必要があるでしょう。

委員 「池田市の図書館活動 平成25年版」はどちらに配布していますか。

事務局 市役所の関連部局、近隣図書館に配布しています。市民の方は図書館のホームページでご覧いただけます。

会長 それでは次の議題に移ります。図書館における指定管理者制度の導入について、お一人ずつご意見をお聞かせ下さい。

委員 指定管理者制度は図書館に不相当だと考えます。民間は業績が上がれば利潤が上がるシステムですが、指定管理者制度の場合は、利用が増えれば増えるほど経費がかさんで赤字になってしまうシステムですので、現実には厳しいと思われます。開館時間の延長や喫茶コーナーの設置など、見た目のサービスの評価が高く取り上げられていますが、一方社会教育法の理念に乗っ取ったサービスを提供出来ているかを判断するのは困難です。

市の方向性をサポートしていく市民参画に向き合い、共に協力しあうには公的機関がふさわしいと思います。ただし民間業者が運営して取り上げられているサービスを研究して良いサービスには出来るだけ近づける努力は必要です。

委員 北摂地域は教育熱心ですので、図書館や博物館などの指定管理者制度導入には強い反発があるでしょう。池田市立図書館の現状としては最悪の状態であるとは思えませんので、このまま直営を維持していただきたいです。もし指定管理者制度を導入するのであれば、新しい分館を増設するなどのタイミングで試験的に導入してみるのはいかがでしょうか。その中で民間のノウハウを取り入れて採用し、公立の弱点を補うのも一つの方法ではないでしょうか。また、市民の手による市民へのサービスを推奨し、例えば図書館でパソコン教室をボランティアが開催す

るなどの制度を作っていけば図書館と住民とが協働して良い図書館が作れると思います。やはり市民のボランティアとの協働をすすめていくのは、民間より公的機関の方が適切ではないでしょうか。

委員 指定管理者制度導入には反対します。諮問に至った経緯として行財政改革プランの検討事項で上がっていますが、今のやり方で無駄が多いとは思えません。今後は市の財政状況に頼らずに図書館を運営できるように、基金や募金に訴えることも必要ではないでしょうか。貸出カードにスポンサーをつけるなども検討価値はあると思います。市民が自ら図書館を良くしたいという気持ちを持って、広く訴えかけなければならないのではないのでしょうか。池田市広報で「まごころ」として掲載されている寄付も、図書館が対象になっているものがほとんどないように見受けられます。

委員 指定管理者制度は現時点では市民にメリットがないと思います。まず導入した場合、現在の職員がそのまま就労できない危惧があります。学校との連携も図書館学校司書とで現在良い関係が築けていますので、図書館、教育委員会、学校、PTAの全てが協力すれば直営のままでもより良い連携ができると思います。また、図書の選定や個人情報の管理などの責任の面からみても行政の方が良いと思われます。運営については理想を言えばきりがありませんが、現状でも職員の尽力でスムーズに行われていると感じています。今後複合型の大きな施設に図書館が配置されるなどの機会があれば、その時には指定管理者制度の導入を検討する価値があると思います。また、先ほどパソコン教室をボランティアで開催するというお話ですが、利用者からのニーズが多いと思いますので、実現できれば住民サービス向上に繋がると感じています。

委員 第14期図書館協議会の答申である「翔べ！丘の上の図書館」を機軸に、今後10年から20年の長期に渡ったスパンで展望を考えるには、行政が責任を持って継続的に取り組んでいかなければならないと思います。指定管理者制度を導入した場合、行政から関心が薄れてしまう恐れがあります。子どもたちの読書環境を整備する上で学校図書館との連携は大きな目標です。指定管理者が出来る範囲で支援をするという一方的な形では、現在の連携よりも退化してしまうこともあり得ます。やはり相互の希望を取り入れながら連携を図るには、お互いが公的機関であることが望ましいと考えます。

委員 現時点での指定管理者制度導入は反対です。今後の社会情勢や他市との関係性から将来に向けて考えていけば良いと思います。社会教育法や図書館法が制定されている教育に係わる事業は、民間よりも行政が主導で取り組まなければならない課題だと思います。しかし、全てを行政が行うのではなく、部分的に民間の力を借りることも柔軟に検討しなければなりません。もう一度図書館が出来た目的に

立ち返ってみて、住民にとってのサービスとは何かを見つめなおすべきではないでしょうか。また、今後の図書館にとって広域サービスが不可欠になっています。広域連携で行政より民間が力を発揮できるのかは大きな疑問になります。

会長 それでは、今回の意見を集約して答申の基盤を作成していきます。答申の期限はいつ頃でしょうか。

事務局 10月頃を予定しています。

会長 それでは本日はこれにて閉会といたします。次回は9月末から10月中旬に開催いたします。